

きときと情報 2015 134号

富山県中小企業団体中央会

特集 平成27年度 富山県の中小企業向け 主要施策及び融資制度

経営者に聞く
三楽園グループ 代表 坂井 彦就氏

組合紹介
千石町通り商店街振興組合さんよりこんにちは
中央会いんふぉめーしょん

富山大学において学内個別企業説明会を開催 ほか

表紙のことは

海王丸パークと新湊大橋

射水市にある海王丸パークが、10月24・25日に行われる「第35回 全国豊かな海づくり大会」の会場に決定しました。海王丸パークは、「海の貴婦人」とよばれる帆船海王丸をシンボルにした自然公園です。内部を観覧できる海王丸のほか、野鳥園や広場、飲食店などで構成されており、日本海側最大級の斜張橋である新湊大橋をバックにしたパノラマが人気となっています。

きときと情報 134号

C O N T E N T S

特集	1
平成27年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度	
経営者に聞く	31
三楽園グループ 代表 坂井 彦就 氏	
組合紹介	33
千石町通り商店街振興組合さんよりこんにちは	
元気印！青年部・女性部	34
東海・北陸ブロック中小企業青年中央会研修会を開催しました	
組合だより	35
大手旅行会社と提携し産業観光に取り組みます	
組合Q&A	35
持分の譲渡について	
ほっと一息	36
中小のものづくり企業が自社の誇りを賭けて戦うコマ大戦	
事務局ペンリレー	36
婦中鉄工業団地協同組合 参事・事務局長 川上 禮三 氏	
中央会いんぷおめーしょん	37
富山大学において学内個別企業説明会を開催 賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の相談窓口を開設します 税理士による相談窓口を開設します	
トピックス	
特産品で夏を涼しく	

平成27年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。主要施策と各機関の融資制度を一部抜粋して紹介します。

1 創業を考えている人への支援

創業・ベンチャー挑戦応援事業

県内において創業を予定している方や創業後間もない中小企業者の方から新規性・独自性のある事業、または地域活性化に貢献する事業計画を募集します。

優秀なビジネスプランには経費の一部に対して助成を行い、富山県における創業やベンチャーのモデルとなる企業の育成を図るとともに、新事業挑戦への気運づくりを進めます。

1. 対象者

- (1)県内で1年以内に創業予定（NPO法人の設立を含む）の方
- (2)県内で創業後3年以内の中小企業者（NPO法人等を含む）
※ただし、子会社等実質的に他の支配下にある方は除きます。

2. 対象事業

以下のいずれかに該当する事業を営む（もしくは営もうとする）方

- (1)独自の技術やアイデアを活かした新商品の開発または新サービスを提供する事業
- (2)地域貢献型事業（コミュニティビジネス）、または中心市街地、商店街、共同店舗等の空き店舗等を利用して行う事業で、地域活性化に貢献する事業
- (3)グリーン・イノベーション（環境・エネルギー分野）やライフ・イノベーション（医療・介護分野）など、成長分野に関する新商品の開発または新サービスを提案する事業
- (4)とやま起業未来塾のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に従って実施する事業

3. 助成金額・助成率

- (1)製造業、建設業
上限200万円（助成率1/2以内）
- (2)卸売・小売・飲食・サービス業等その他の業種
上限100万円（助成率1/2以内）

4. 助成対象経費

機械設備費、器具工具備品費、構築物費（不動産の取得、自動車の取得は除く）、店舗改装費、原材料費・仕入高、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、人件費（新規雇用者に係るものに限る）、かつ対象経費の20%以内）、広告宣伝費、その他、富山県新世紀産業機構理事長が適当と認めるもの。

5. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター TEL 076-444-5605

インキュベーション施設の提供

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供します。

1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

2. お問い合わせ

富山県産業創造センター
TEL 0766-26-5151
富山県総合情報センター
TEL 076-432-1116
富山県産業高度化センター
TEL 0766-62-0500

2 新事業展開を考えている人への支援

トライアル発注認定制度

県が認定した企業・中小企業者等の開発した新商品を県が試し買いし、使用後の意見をフィードバックすることで、中小企業者の販路開拓や商品開発を支援します。

1. 対象者

県内に事業所を有する中小企業者であって、次に掲げる商品を県内で生産する事業者

2. 対象となる商品

- (1) 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
- (2) 富山プロダクトとして選定された商品
- (3) 富山県深層水協議会ブランドマークの使用許諾を受けた商品
- (4) 国、県又は富山県新世紀産業機構の助成を受けて研究開発した商品
- (5) とやま起業未来塾のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に基づいて生産する商品
- (6) 新事業分野を開拓しようとする者が生産する商品で、公的試験研究機関の推薦を受けたもの
 - ※サービス提供等の役務、医薬品は対象となりません。
 - ※トライアル発注制度の対象となる商品は、県の機関において用途が見込まれるものでなければなりません。
 - ※公共工事用資材に関しては、次に掲げる項目のうち、いずれかに適合し、または準じているなど、一定の品質を確保していることが必要です。

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 富山県土木部 土木工事共通仕様書、農林水産部 土木工事等共通仕様書

3. 認定の効果

- ・ 認定事業者及び商品を県のHP・パンフレット等にて紹介するとともに、県での率先購入につとめます。
- ・ 県が購入した商品については、使用後の意

見をフィードバックいたします。

- ・ 認定事業者は、トライアル発注商品又はその包装もしくは容器に、富山県トライアル発注商品認定マークを表示することができます。
- ・ 県融資制度『新事業展開支援資金（ブランド力向上支援枠）』の対象企業となります。（ただし認定日から3年以内の企業に限る）

4. 申請受付時期

平成27年夏頃（第2回募集）

5. お問い合わせ

〈トライアル発注制度について〉

富山県商工労働部経営支援課

創業・ベンチャー係 TEL 076-444-3247

〈公共工事用資材についての申請要件（一定の品質）について〉

富山県土木部建設技術企画課

技術指導係 TEL 076-444-3298

富山県農林水産部農村整備課

技術管理係 TEL 076-444-3299

〈申請要件に関する推薦依頼について〉

工業技術センター TEL 0766-21-2121

総合デザインセンター

TEL 0766-62-0510

農林水産総合技術センター

食品研究所 TEL 076-429-5400

森林研究所 TEL 076-483-1511

木材研究所 TEL 0766-56-2915

とやま新事業創造基金（地域資源ファンド・農商工連携ファンド）による助成

地域資源の活用や農商工連携による新商品開発や新サービス開発に取り組む中小企業者等へ資金面での支援を行います。

1. 対象者

地域資源ファンド

富山県内に本社を持つ中小企業者

農商工連携ファンド

- (1) 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者と農林漁業者との連携体

(2)自ら事業を行うNPO等の中小企業者
以外の者と農林漁業者との連携体

2. 対象事業

地域資源ファンド

技術や農林水産品、観光資源など、富山
県の地域の資源を有効に活用して行う(1)~
(3)の事業

農商工連携ファンド

中小企業者と農林漁業者が連携し、双方
の経営資源を有効に活用して行う(1)~(3)の
事業

- (1)新商品を開発しようとする事業
- (2)新サービスを開発しようとする事業
- (3)(1)又は(2)とあわせて販路を開拓しよ
うとする事業

3. 助成金額、助成率

地域資源ファンド

上限600万円（助成率1/2以内）

農商工連携ファンド

上限800万円（助成率2/3以内）

助成期間：最長2年間

4. 助成対象経費

（地域資源ファンド・農商工連携ファンド共通）
〈事業費〉

専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、印刷
製本費、広告宣伝費、展示会等出展料、会場
借料、保険料、通訳料、通信運搬費、産業財
産権等取得費（但し、特許庁に納付される手
数料等を除く）、委託費（コンサルタント経費、
調査費等）など。

〈試作・開発費〉

原材料費、機械装置・工具器具備品費（改
良費・保守費を含む）、借損料、試験・検査
費、委託費（デザイン料、設計費、外注加工
費、コンサルタント経費、研究費等）など。

5. お問い合わせ

富山県商工労働部

経営支援課 TEL 076-444-3249

富山県新世紀産業機構 取引設備支援課

（地域資源） TEL 076-444-5650

（農商工連携） TEL 076-444-5602

3 企業再生を考えている方への支援

中小企業再生支援協議会

富山県新世紀産業機構が中部経済産業局か
ら委任を受けて行う事業で、中小企業の再生
に関して、豊富な専門知識と経験を持ったス
タッフが常駐し、いつでも相談に応じるもの
です。

1. 対象企業

- ・財務上の問題（キャッシュフローの不足等）
を抱えており、金融機関から経営改善計画
の提出を求められている中小企業者。
- ・事業の将来性の見通し自体は明確である
が、関係者間の調整（金融機関同士の調整
等）が必要な中小企業者。
- ・いくつかの事業を手がけているが、不採算
事業から撤退したいと考えている中小企業
者。

2. 再生支援の流れ

【第一次対応】

- ・相談窓口において、駐在専門家による各種
アドバイスを実施します。
- ・関係機関を紹介します。
- ・専門家を紹介します。
- ・再生計画策定支援を決定します（第二次対
応へ）。

【第二次対応】

- ・「個別支援チーム」が再生計画の策定をお
手伝いします。
- ・金融支援内容について関係金融機関の調整
を行います。
- ・「再生計画」スタート後、一定期間フォロー
アップによる支援を行います。

3. お問い合わせ

富山県中小企業再生支援協議会

（富山県新世紀産業機構内）

TEL 076-444-5663

4 外部の専門家を活用したい方への支援

専門家派遣事業

創業者や経営の向上を図る中小企業者が抱える経営、技術、情報化等に関する種々の問題を解決し、中小企業の順調な発展・成長を促進するため、適切な診断・助言・アドバイスを行う専門家を派遣します。

1. 対象企業

創業予定又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある県内の中小企業者

2. 内容

登録専門家が企業を訪問し、財務・経営・技術等経営課題に対して助言します。

3. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076-444-5605

エキスパートバンク事業

企業の体質改善・強化の問題でお困りの中小企業に、エキスパート（専門家）が直接訪問し、具体的・実践的にアドバイス等により問題解決を図り経営や技術改善のお手伝いをします。

1. 対象企業

県内の小規模事業者をはじめとする中小企業者

2. 内容

企業の体質改善・強化の問題について、専門家が直接訪問し、具体的・実践的に指導・助言します。

3. お問い合わせ

県内各商工会議所・商工会

5 デザイン開発を考えている方への支援

1. 対象企業

デザインを活用した商品開発に取り組む中小企業者

2. 内容

(1)デザイン開発支援

施設設備の利用、商品化や商品開発の相談、共同商品開発

(2)デザイン人材育成

各種研修等（CAD/CAM、グラフィック関連ソフトの操作等）

(3)デザイン情報発信

ライブラリーの開放、企画展、機関紙の発行

3. お問い合わせ

富山県総合デザインセンター

TEL 0766-62-0510

6 知的財産権等に関する支援

1. 対象企業

特許、実用新案、意匠、商標権について知りたい、相談したい中小企業者

2. 内容

(1)相談等

(2)情報提供

(3)特許検索指導

特許情報プラットフォームの活用など、特許情報検索に必要な基礎知識から活用の仕方まで助言

(4)特許流通支援(特許流通コーディネータ)

・企業、大学、研究機関等の保有する特許

の移転・導入を支援

・県内企業に対する開放特許の移転・導入支援、特許流通に関する相談・指導

3. お問い合わせ

各商工会議所・商工会（「知財駆け込み寺」相談窓口）

富山県発明協会 ((1)~(3)、(5))

TEL 0766-27-1150

富山県知的所有権センター ((1)、(2)、(4))

TEL 0766-29-1252

県の融資制度

◆設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資金名	融資対象	資金用途
設備投資促進資金	工場・店舗・事務所等の新増設や機械設備、事業用車両、店舗設備等を導入する中小企業者（駐車場・資材置場などの更地の取得は対象になりません） ※県内の中小企業者が県内において本社機能等を強化する場合（地方活力向上地域特定業務施設整備計画を策定し知事の認定を受ける必要があります）は融資利率を優遇します（平成30年3月31日まで）	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
	少子化対策枠 次の施設整備等を行い、子育て支援に関する環境整備に取り組む中小企業者 (1) 事業所内保育施設や授乳室の設置など子育てしやすい職場環境の整備 (2) 商店街の段差解消や小児用トイレ・ベビーシートの設置等の子育てバリアフリー	設備資金
	集中投資促進枠 取扱期間 平成28年3月31日まで 老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
新成長産業育成支援資金	次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1) 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2) 医療・介護・健康関連分野の製造業 (3) 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4) 先端ものづくり分野（航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、高機能素材分野、デジタルものづくり分野）に係る装置・部品等の製造業	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
再生可能エネルギー利用促進資金	再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

◆創業時の資金繰りを支援

資金名	融資対象	資金用途
創業支援資金	創業者枠 (1) 事業を営んでいない個人が事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠 (1) 後継者不足等のため存続見通しがつかない中小企業者から当該事業を承継するもの (2) 相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しがつかない相続人（事業資産の取得資金、法人継承者による経営権（株式）買収資金、その他継承事業の運営に必要な資金を対象としています）	設備資金 運転資金
	県内進出支援枠 県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事業を行う予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの 法人：本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・営業所の開設など 個人：事業所の移転など ※次の場合は融資利率を優遇します（平成30年3月31日まで） ①県内雇用5人以上の場合、②本社機能等移転の場合（地方活力向上地域特定業務施設整備計画を策定し知事の認定を受ける必要があります）	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。（平成28年3月31日まで）
※2 建物（土地）の取得については、事前にご相談ください。

利用上の注意点

- ・支払い済みの資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、固定資産として計上するものが対象になります。

融資条件				融資申込先等
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融資利率 (平成27年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成27年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物(土地)を同時に取得する場合(※2)1億円	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を同時に取得する場合(※2)10年以内(1年以内)	年1.70%以内 〔取扱期間 平成28年3月31日まで〕 本社機能等強化の場合 年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
3,000	7年以内(1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内 小規模企業者の場合 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融資条件				融資申込先等
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融資利率 (平成27年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成27年4月1日現在)	
3,000 創業予定者 2,500	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.6% 保証必須	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物(土地)を同時に取得する場合(※2)1億円	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を同時に取得する場合(※2)10年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物(土地)を同時に取得する場合(※2)1億円	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を同時に取得する場合(※2)10年以内(1年以内)	年1.30%以内 要件①②のいずれかに該当する場合 年1.25%以内 要件①②の両方に該当する場合 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

◆新事業展開・新商品や販路開拓の促進

資金名		融資対象	資金用途
新事業展開支援資金	地域貢献型事業 (コミュニティビジネス) 支援枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業(コミュニティビジネス)を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金 運転資金
	経営革新枠	中小企業新事業活動促進法の認定(計画承認)を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	新事業展開支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たにを行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	建設業等新分野進出支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	ブランド力向上支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1) 地域産業資源活用事業計画、農工商等連携事業計画に係る事業または左記事業に係る国の補助金、とやま新事業創造基金の補助金の交付決定を受けたもの (2) 「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3) 富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者(認定日から3年以内) (4) 富山プロダクツに選定された事業者(選定日から5年以内)	設備資金 運転資金
	デザイン産業・コンテンツ産業支援枠	デザイン産業・コンテンツ産業(映像(映画・アニメ)、音楽、ゲーム、ソフトウェアの制作を担う産業)に属する事業を営む中小企業者で、従業員を新たに雇用するもの	設備資金 運転資金
	海外市場開拓支援枠	海外市場へ進出するため、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設(合弁会社等の海外現地法人の設立を含む)等を行う中小企業者 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象としています	設備資金 運転資金

融資条件				融資申込先等
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融資利率 (平成27年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成27年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	商工会議所または商工会の認定書を添えて、取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内(3年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.7%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
3,000	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

◆商業・商店街等の活性化

資金名		融資対象	資金用途
商業・サービス業活性化資金		(1) 商店街において、出店(新規・空き店舗)、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者(商店街以外のエリアを対象) (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1) 商店街 設備資金 運転資金 (2) その他 (3) 組合 設備資金
	新幹線開業対策枠 取扱期間 平成28年3月31日まで	(1) 新幹線開業に際して、次の効果が期待できる店舗の出店・改装を行う中小業者(飲食業、小売業、サービス業(宿泊業を除く)、旅行業) ①県外・海外からの誘客が期待できる取組み ②富山県の魅力を発信する取組み (2) 新幹線開業に際して、観光客等の利便性向上のための二次交通の整備を行う中小企業者	設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみの 利用は不可
	観光旅館施設整備枠	(一般枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者(中小企業以外のものを含む) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設(駐車場・店舗等)の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善 (特別枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 (中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設(駐車場・店舗等)の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみの 利用は不可

融資条件				融資申込先等
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融資利率 (平成27年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成27年4月1日現在)	
設備資金 (1) 商店街 5,000 (2) その他 3,000 (3) 組合 1億円 運転資金 (1) 商店街 1,000	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	(1) 商店街 年1.30%以内 (2) その他 (3) 組合 年1.45%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.15%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
3,000	7年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県観光課
1億円 (うち運転資金1,000) 〔取扱期間 平成28年3月31日まで〕	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.15%以内 〔取扱期間 平成28年3月31日まで〕		

※県経営支援課 076-444-3248/県観光課 076-444-4565

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。(平成28年3月31日まで)

◆環境にやさしい社会をめざして

資金名	融資対象	資金用途
環境施設整備資金	次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳地トイレの整備 (6) 温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入等	当該施設整備等に要する設備資金
立山環境配慮バス購入資金	立山有料道路等(桂台～室堂)で運行する路線バス又は貸切バスを自動車NOx・PM法の基準に適合するもの買い替える中小企業者	設備資金

融資条件				融資申込先等
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融資利率 (平成27年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成27年4月1日現在)	
個別 3,000 団体 5,000	7年以内(1年以内)	年1.70%以内 (6)、(7)の場合 年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県環境政策課
5,000	7年以内(1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県自然保護課

※県環境政策課 076-444-3141
※県自然保護課 076-444-3396

◆地域産業の活性化

資金名	融資対象	資金用途
特定地域・ 産業 活性化 資金	企業立地促進枠 次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の増設を行い、事業開始後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者(原則として中小企業者) ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業 ⑥デザイン業 ⑦コールセンター業	設備資金
	(家庭業振興資金) (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者等 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	(1) 医薬品配置販売業者 運転資金 (2) 医薬品製造業者等 設備資金 運転資金
	(和漢薬開発促進資金) 和漢薬を主とする医薬品の開発に必要な資金 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備資金 運転資金
	(懸場帳購入資金) 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 (販売業者が購入する懸場帳)
	(薬業基盤強化資金) 事業の統合や承継など基盤強化を図るために必要な資金 (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者	設備等資金

融資条件				融資申込先等
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融資利率 (平成27年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成27年4月1日現在)	
2億円 知事特認 5億円	10年以内(2年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県立地通商課
医薬品配置販売業者 運転資金 500 医薬品製造業者等 設備資金 3,000 (ただし試験機械器具については500) 運転資金 1,000	設備資金 7年以内(1年以内) ただし試験機械器具については5年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県くすり政策課
設備資金 5,000 運転資金 2,000	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
個人 3,000 法人 7,000	10年以内(3年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
5,000	10年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	

※県立地通商課 076-444-3244 / 県くすり政策課 076-444-3236

◆事業の活性化

資金名	融資対象	資金用途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

融資条件				融資申込先等
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融資利率 (平成27年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成27年4月1日現在)	
3,000	5年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。(平成28年3月31日まで)

※県経営支援課 076-444-3248

◆経営の安定・倒産の防止

資金名		融資対象	資金用途
小規模企業等経営支援短期資金		従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金
小口事業資金	一般小口枠	従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下の事業者（富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください）	設備資金 運転資金
	零細小口枠	従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	設備資金 運転資金
経営安定資金	地域産業対策枠	経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金
	経済変動対策緊急融資 取扱期間 平成28年3月31日まで	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2) 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ、仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ、最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
	経営安定特別分	地域産業対策枠の要件中、最近3ヶ月以上を1ヶ月以上と緩和した要件を満たし、商工調停士の指導を受けている中小企業者	運転資金
	小規模企業支援枠 取扱期間 平成28年3月31日まで	最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転資金
	企業再生支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの 1 最近時決算において経営赤字の者 2 ㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 3 民事再生法等による法的再生手続きを行う者 4 中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者 5 信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 6 ㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 7 とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
連鎖倒産防止枠	国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます）	運転資金	
緊急経営改善資金 取扱期間 平成28年3月31日まで	最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	(1) 一般枠 県の融資制度（県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く）のほか、金融機関の保証付既往債務（※2）の借換え (2) 小口枠 県小口事業資金の借換え	

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。（平成28年3月31日まで）
 ※2 借換えの対象については、事前に保証協会にご相談ください。

融資条件				融資申込先等
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融資利率 (平成27年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成27年4月1日現在)	
600	1年以内	年1.70%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で2,000(無担保) (保証債務残高が1,250万円以下等の条件を満たす者については、無担保無保証)	設備資金 7年以内(6ヶ月以内) 運転資金 5年以内(6ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連続して経常赤字を計上し、かつ、県内の商工会議所、商工会または中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年以内)	年1.80%以内	年0.6% 保証必須 ただし、特別小口保険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または商工会を經由のうえ取扱金融機関(※) ※市町村が特定する金融機関でご利用いただけます
信用保証協会の保証付き融資残高との合計で1,250(無担保) (保証債務残高が1,250万円以下等の条件を満たす者については、無担保無保証)	設備資金 7年以内(6ヶ月以内) 運転資金 5年以内(6ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連続して経常赤字を計上し、かつ、県内の商工会議所、商工会または中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年以内)	年1.80%以内	年0.7% 保証必須 ただし、特別小口保険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または商工会を經由のうえ取扱金融機関(※) ※市町村が特定する金融機関でご利用いただけます
5,000	7年以内(1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関
8,000 (地域産業対策枠との合計)	7年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証5号利用の場合 年0.5%	市町村の認定書を添えて取扱金融機関
1,500	7年以内(1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	上記地域産業対策枠の認定書及び富山、高岡、氷見、魚津の各商工会議所または富山県商工会連合会の推薦書を添えて取扱金融機関
3,000	7年以内(1年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関
1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
5,000 (ただし債権額を限度とします)	7年以内(1年以内)	年1.45%以内	年0.6% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 借換と同額(上限1,000)までの新規運転資金を含む ※運転資金のみのご利用はできません	10年以内(1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書及び実施計画書を添えて取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

県の投資等支援制度

元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業

1. 元気ファンドとは

- (1) ベンチャー企業等への投資
 (公財)富山県新世紀産業機構が新技術、新製品、新サービスの研究開発や事業化といった富山を元気にする活動に取り組む企業に対し、その発行する株式や社債を引き受けることによって、長期低利の資金を提供します。
- (2) 地域貢献型事業者への支援
 地域貢献型事業（地域の資源を活用し、地域の課題を解決し、地域に貢献するコミュニティビジネス）を営むNPO法人等が県制度融資を利用して借入を受ける際に債務保証を行い、活動を支援します。

2. ベンチャー企業等への投資

- (1) 対象者 次のいずれかの要件を満たす者
 - ① 創業者・創業予定者
 事業を営んでいない個人が事業を開始する予定の者又は事業を開始した中小企業者であって、創業1年未満の者
 - ② 中小企業新事業活動促進法関連企業
 中小企業新事業活動促進法に基づく、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた事業を行う者
 - ③ 産学官連携企業
 産学官の連携により事業展開（研究開発・技術の実用化等）を行う者又は大学発ベンチャー企業（大学での研究をもとに教員・学生等が創業するもの）
- (2) 内容
 - ① 間接投資
 機構の原資預託を受けたベンチャーキャピタルから中小企業が投資（株式取得・社債引受）を受けるもの。
【限度額】 5,000万円
【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）
【担保】 不要
【償還期間】 10年以内
 - ② 直接投資
 間接投資によりベンチャーキャピタルから投資を受けた中小企業が機構から直接投資（社債引受）を受けるもの。
【限度額】 1,000万円
【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）
【担保】 不要
【償還期間】 10年以内
 - ③ 債務保証
 中小企業が社債発行による資金調達を行う場合に、機構が債務保証するもの。
【保証料率】 年0.5%
【保証割合】 社債引受元本の70%
【保証期間】 社債の引受期間

連絡先

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター 支援マネージャーグループ
 〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）
 TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

3. 地域貢献型事業者（コミュニティビジネス事業者）への支援

- (1) 対象者
 地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠の融資を受ける者で、信用保証協会の保証制度の対象とならない者（NPO法人や中小企業者以外の個人、グループ等）
- (2) 内容
 - ① 債務保証
 上記対象者に機構が債務保証するもの
【保証料率】 年0.8%
【保証割合】 融資額の70%
【保証期間】 融資償還期間

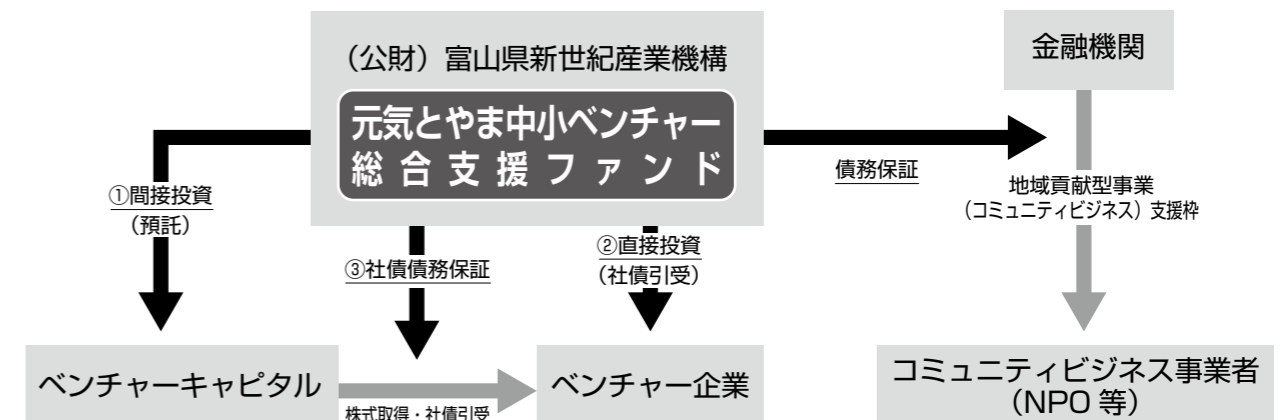
県制度融資・地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠とは

- 融資対象者
 原則として富山県内の地域で活動を行う方で、県税を完納している方がご利用できます。また、この融資制度の利用の要件としては、
 - ①有償で行われ、雇用の対価が支払われる等のビジネス要件を備えていること
 - ②福祉、環境、まちづくり等、地域の課題を地域の資源で解決する等、地域に貢献する事業であること
 - ③活動の拠点となる商工会議所、商工会の認定を受けていること
 以上の3点を全て満たしていることが条件であり、これらの要件を満たす場合は、これからコミュニティビジネスを行おうとしている方でも対象となります。
 中小企業者以外の個人、グループ、NPO法人等も融資の対象者としています。

○ 融資内容

資金用途	設備資金、運転資金
限度額	2,000万円
期間	設備資金7年以内（うち据置期間1年以内） 運転資金5年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	1.30%（平成27年4月1日現在）
融資申込先	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

4. しくみ



その他法律に基づく貸付制度

中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内容	貸付の相手方
集団化事業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
集積区域整備事業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
施設集約化事業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共同施設事業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設備リース事業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 （地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など） (2) 一般社団法人等 （一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の拠出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど） (3) 商工会、商工会議所等

2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県経営支援課にお問い合わせ下さい。
3. この資金の借入れに当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県経営支援課（TEL 076-444-3249）にご相談下さい。

（利率については、変更になることがあります。）

貸付対象施設	貸付利率	貸付期間 (うち据置期間)	償還方法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	年0.75%	20年以内（3年以内）	年賦 (元金均等償還)	整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の80%以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20年以内（3年以内）	〃	〃

政府系金融機関等による金融一覧(1)

株式会社商工組合中央金庫

制度名	融資対象	資金用途
一般貸付	商工中金の株主となつていただいている中小企業の各種団体とその構成員 (注)このほか中小企業の共同出資会社やメンバーの皆様方の海外法人等も融資対象となります。	運転資金 設備資金

※商工中金には上記のほか独自の総合支援策がありますので、詳細は商工中金へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制度名	融資対象	資金用途
普通貸付 (一般貸付)	卸売業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	運転資金 設備資金
	小売業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人・個人	
	サービス業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	特定設備資金
	製造業、建設業、運輸業、その他 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人・個人	
経営改善貸付	常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合5人以下)の方で商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
主な特別貸付	新規開業資金 新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
	女性、若者/シニア起業家資金 女性又は30歳未満か55歳以上の方であつて、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	新事業活動促進資金 新たに経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など	運転資金 設備資金
	新創業融資制度 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	運転資金 設備資金

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい。

株式会社商工組合中央金庫 富山支店 076-444-5121 高岡支店 0766-25-5431

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
	商工中金 所定利率	運転 原則として10年以内 (据置期間2年以内) 設備 原則として15年以内 (据置期間2年以内)	必要と認めるもの 要	商工中金 〔商工中金の代理店 になっている信用 組合、信用金庫で もご利用いただけ ます。〕

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
4,800万円	お使いみち、ご返済 期間、担保・保証人 の有無等によって異 なる利率が適用され ます。詳細は当公庫 (国民生活事業)へ お尋ね下さい	運転 5年以内(※1) (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価証 券等)などにつつまし てはお客様のご希望を 伺いながらご相談させ ていただきます	国民生活事業
7,200万円		20年以内 (うち据置期間2年以内)		
2,000万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	無	商工会議所、商工会等
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内(※1) (うち据置期間6ヶ月以内) (※2) 設備 15年以内(※4) (うち据置期間3年以内)	担保(不動産、有価証 券等)などにつつまし てはお客様のご希望を 伺いながらご相談させ ていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内(※1) (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内(※4) (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	運転 5年以内(※1) (うち据置期間1年以内) (※3) 設備 15年以内(※4) (うち据置期間2年以内)			
3,000万円 (うち運転資金1,500万円)		運転 5年以内(※1) (うち据置期間6ヶ月以内) 設備 15年以内 (うち据置期間6ヶ月以内)	無	

※1 特に必要な場合は7年以内

※2 特に必要な場合は1年以内

※3 特に必要な場合は3年以内

※4 特に必要な場合は20年以内

政府系金融機関等による金融一覧(2)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制度名	融資対象	資金用途
新企業育成貸付 再チャレンジ支援融資	廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
企業IT資金	情報化投資を行う方	運転資金 設備資金
企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金
強化貸付 海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方	運転資金 設備資金
地域活性化・雇用促進資金	社会貢献型事業を営む方、承認企画立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる方など	運転資金 設備資金
特別貸付 環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設置や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	運転資金 設備資金
小規模事業者経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展を取り組む小規模事業者	運転資金 設備資金
食品貸付	食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金 一部運転資金
企業再生貸付 企業再建・事業承継支援資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	運転資金 設備資金

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

限度額	貸付条件			申込先
	利率	期間	担保等	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内 (うち据置期間3年以内)	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内 (うち据置期間3年以内) (※4)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内（※3） (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備15年以内 (うち据置期間2年以内) (※4)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 8年以内（※1） (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (事業協同組合は1億1,000万円) (うち運転資金4,200万円)		運転 原則 5年以内 (うち据置期間原則1年以内) 設備 原則 13年以内 (新規開業支援設備資金などは原則15年以内（※5）) (うち据置期間原則2年以内) (新規開業支援設備資金などは原則3年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	運転 5年以内（※1） (うち据置期間1年以内) 設備 15年以内 (うち据置期間2年以内) (※4)			

- ※1 特に必要な場合は7年以内
- ※2 特に必要な場合は15年以内
- ※3 一部の対象者が特に必要な場合は20年以内
- ※4 特に必要な場合は2年以内
- ※5 特に必要な場合は20年以内

政府系金融機関等による金融一覧(3)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制度名	融資対象	資金用途
生活衛生一般貸付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
生活衛生振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	運転資金 設備資金
生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方（常時使用する従業員の数が5人以下の会社または個人）であって、生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター）の長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
セーフティネット経営環境変化資金	社会的、経済的な環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している方で中長期的に業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方	運転資金 設備資金
金融環境変化資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を来している方で中長期的に資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれる方	運転資金
取引企業倒産対応貸付	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

限度額	貸付条件			申込先
	利率	期間	担保等	
7,200万円～4億円 業種によって異なります	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	13年以内 （一般公衆浴場は30年以内） （独立開業設備資金は15年以内（特別な場合は20年以内）） （うち据置期間1年以内（返済期間が7年超の場合2年以内））	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
運転 5,700万円 設備 1億5,000万円～7億2,000万円 業種によって異なります		運転 5年以内（※1） （うち据置期間6ヶ月以内）（※2） 設備 18年以内 （うち特別な場合は20年以内） （据置期間2年以内）		無
1,500万円		運転 7年以内 （うち据置期間1年以内） 設備 10年以内 （うち据置期間2年以内）	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	
4,800万円 （※生活衛生貸付は5,700万円）		運転 5年以内（※3） （うち据置期間1年以内）（※4） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠 4,000万円以内		運転 5年以内（※3） （うち据置期間1年以内）（※4） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠 3,000万円以内		5年以内（※3） （うち据置期間3年以内）		

- ※1 特に必要な場合は7年以内
- ※2 特に必要な場合は1年以内
- ※3 特に必要な場合は8年以内
- ※4 特に必要な場合は3年以内

政府系金融機関等による金融一覧(4)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

特定事業を営む中小企業の方

◆次の業種の方は対象になりません：農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

◆中小企業の規模

- ・製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- ・小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

制度名	融資対象	資金使途	貸付条件
			限度額 (うち運転資金)
新事業育成資金	新規性・成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方	設備資金 長期運転資金	6億円
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業または新たな取り組みなどを図る方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
IT活用促進資金	情報化投資を行う方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
地域活性化・雇用促進資金	雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
経営環境変化対応資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 中小企業事業 076-442-2483

主な融資利率	貸付条件		申込先
	期間	担保等	
特別利率③ ただし6年目以降は基準利率 +0.2%	設備資金 15年以内 運転資金 7年以内	◆保証人（経営責任者の方）が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
特別利率 ①, ②, ③	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
基準利率 特別利率 ①, ③	設備資金 15年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
特別利率 ①, ②, ③ 特別利率② -0.2%	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
特別利率 ①, ②, ③	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
基準利率 長期運転資金に限り、一定の要件に該当する場合は利率の控除（0.2%、0.4%、0.6%または0.8%）の適用可能	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内	〃	〃

政府系金融機関等による金融一覧(5)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

制度名	融資対象	資金使途	貸付条件
			限度額 (うち運転資金)
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化などにより、資金繰りに困難を来している方	設備資金 長期運転資金	別枠 3億円
事業再生支援資金	〈アーリー DIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
	〈レイター DIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		
企業再建資金	経営改善または経営再建などに取り組む方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円

※このほか海外展開資金、環境・エネルギー対策資金等各種特別貸付があります。

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

【代理貸付】

当公庫中小企業事業の代理店の窓口にご相談ください（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です）。

名古屋中小企業投資育成株式会社

区分	融資対象	資金使途	引受限度
一般投資	経営に特色があり成長意欲のある企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	設備資金 運転資金	増資後議決権比率の50%以内 〔新株予約権付社債等の場合は、引受時において当該予約権を行使したと仮定した場合、議決権比率が50%以内となる範囲〕
ベンチャービジネス投資	先端的・独創的な技術またはノウハウをもつ研究開発型企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受		
創業投資（設立新株投資・創業期投資）	起業家が会社を設立する場合や既存企業が新規事業へ進出を図るために新会社を設立する場合、もしくは設立後5年以内の企業 《投資の種類》 ①設立新株投資 ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受 ②創業期投資 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	創業資金	

※株式会社日本政策金融公庫中小企業事業でも申し込みの取次をしています。

※なお、投資した後は資本金が3億円を超えても、追加投資は可能です。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 中小企業事業 076-442-2483

貸付条件			申込先
主な融資利率	期間	担保等	
基準利率	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内	◆保証人（経営責任者の方）が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
基準利率 + 2.5%	1年	〃	〃
基準利率 + 1.0%	設備資金 10年以内 運転資金 5年以内	〃	〃
基準利率 特別利率 ①、③	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃

名古屋中小企業投資育成株式会社 052-581-9541 URL <http://www.sbic-cj.co.jp/>

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号（東海ビル7階）

配当・利率	条件
(株式) 一定の安定配当をお願いします	(一般投資) ①資本金3億円以下の株式会社（特例法に該当される場合3億円超でも可） 投資育成会社の引受けによって、資本金が3億円を超えることは可 ②業種は、風俗営業等およびその経営内容が公序良俗に反するもの、または一時的もしくは投機的なものは対象外 製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業など、ほとんどの業種が対象 ③原則として、一定水準の利益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること
(社債) 長期プライムレートを参考にして決めます。	(ベンチャービジネス投資) ①一般投資の①及び②の条件を満たしていること ②先端的・独創的な技術またはノウハウに裏付けられた製品の製造あるいはサービスの提供を行っていること ③売上高に対する試験研究費の比率が過去2期にわたり3%以上であること ④会社設立後または新事業進出後10年以内であること
	(創業投資) ①設立予定の会社の設立登記時の資本金が、3億円以下の株式会社であること（特例法に該当される場合3億円超でも可） ②設立予定の会社の業種が、一般投資の②の条件を満たしていること ③設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識・経験等を有するなど、その経営力が認められること ④設立予定の会社の事業計画に妥当性が認められ、かつその事業が将来、成長発展する見込みがあること ⑤原則として、投資後5年を経過した年度より、一定水準以上の配当が維持できる利益が見込まれること ⑥設立後5年以内の会社の場合には、資本金3億円以下の株式会社（特例法に該当される場合3億円超でも可）であって、上記②～⑤の条件を満たしていること

信用保証協会保証制度

主な信用保証制度

制度の名称	対象資金等	資金使途
創業等関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創業関連保証	産業競争力強化法に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有し、一定の要件を備える個人が創業または新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
経営者保証 ガイドライン対応保証	中小企業者であって、次に掲げる(1)から(4)までの要件をすべて満たすもの (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと (3) 法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本制度による保証付融資を実行後も提供すること (4) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること	運転資金 設備資金
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債（私募債）に対する保証	運転資金 設備資金
流動資産担保融資保証	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対する保証（ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）	運転資金 設備資金
経営安定関連保証 （セーフティネット保証）	経営の安定に必要な資金（欄外参照：市町村長の認定）	運転資金 設備資金
経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者の事業計画の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
事業再生計画 実施関連保証 （経営改善サポート保証）	中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画（債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生の計画を実施するために必要な資金	事業再生の計画 の実施に必要な 資金に限る
中小企業承継事業関連保証	継承事業者が中小企業承継事業再生を実施するために必要な資金	運転資金 設備資金
事業再生保証	民事再生手続又は会社更生手続を申立てた中小企業者であって、再生計画認可後3年経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、一定の要件を備える中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金

●経営安定関連保証（セーフティネット保証）の利用に係る認定について

経営安定関連保証を利用する場合は、次のいずれかに該当することについて、本店（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地を管轄する市町村長の認定を受ける必要があります。

- (1号) 再生手続開始申立等関係
民事再生手続開始の申立等を行った指定大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は同事業者との取引を20%以上の規模で行っていること
- (2号) 事業活動の制限関係
事業活動の制限を行っている指定事業者との直接又は間接的な取引を20%以上の規模で行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高等が減少していること
- (3号) 地域・業種関係
指定地域内で指定業種に属する事業を1年以上継続して行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること
- (4号) 地域関係
指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること

富山県信用保証協会 本 所 TEL 076-423-3171 FAX 076-493-0829 〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号
高岡相談室 TEL 0766-21-6820 FAX 0766-21-6864 〒933-0912 高岡市丸の内1番40号
【 // 相談室（相談日：火曜日・木曜日 9：00～17：00）】 URL <http://www.cgc-toyama.or.jp/>

保証限度額	保証期間 (うち据置期間)	融 資 利 率	保証料率(年) (※1)(※2)(※3)(※4)	担 保
1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 〔ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証を合算して1,000万円。支援創業関連保証に該当する場合は1,500万円〕	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 〔ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証を合算して1,000万円。支援創業関連保証に該当する場合は1,500万円〕	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 3年以内(6か月以内) 設備資金 5年以内(6か月以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	「有担保無担保保証人要件」に該当する場合を除き、不要
〈別枠〉 4億5,000万円 〔ただし、社債発行額3,000万円～5億6,000万円〕	2年以上7年以内	(支払金利) 発行体所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ
〈別枠〉 2億円 (ただし、融資限度額は2億5,000万円)	根保証 1年 (更新2年以内) 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68%	流動資産 (ただし、個別保証の場合は売掛債権)
〈別枠〉 2億8,000万円 破綻金融機関関連の要件を満たす場合 3億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	定めなし	金融機関 所定利率	1～6号 0.80% 7～8号 0.68%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 既保証を借り換える場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.75% ※5 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 0.50%～2.00% ※5	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80% 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 1.00% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.80%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ
〈別枠〉 2億円	10年以内	金融機関 所定利率	2.20%	必要に応じ
〈別枠〉 2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	3年以内	金融機関 所定利率	1.76%	必要に応じ

- ※1 すべての保証について、次のいずれかの場合、0.1%の割引を行います。
・「中小企業の会計に関する基本要領の適用状況」についての公認会計士または税理士による確認書類の添付（確認書類例「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」(日本税理士会連合会作成書式)）
・会計参与設置会社（確認書類：商業登記簿謄本（写））
- ※2 一部の保証を除き、有担保の場合、0.1%の割引を行います。
- ※3 資金使途が100%設備資金の場合、0.2%の割引を行います。
- ※4 新規・再利用キャンペーン対象保証の場合、0.1%の割引を行います。
- ※5 原則として、通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。

- (5号) 業種関係
指定不況業種に属する事業を行っており、売上が減少していること、又は原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないこと
 - (6号) 破綻金融機関等関係
破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること
 - (7号) 金融取引の調整関係
指定金融機関の経営の相当程度の合理化（支店の削減等）によって、借入が減少していること
 - (8号) 金融機関の貸付債権の譲渡関係
整理回収機構又は産業再生機構に対して貸付債権が譲渡され、借入が減少しているが、適切な事業計画等を有し再生の可能性があること
- *「指定」：経済産業大臣の指定

（公財）富山県新世紀産業機構 中小企業支援制度

富山県よろず支援拠点とは

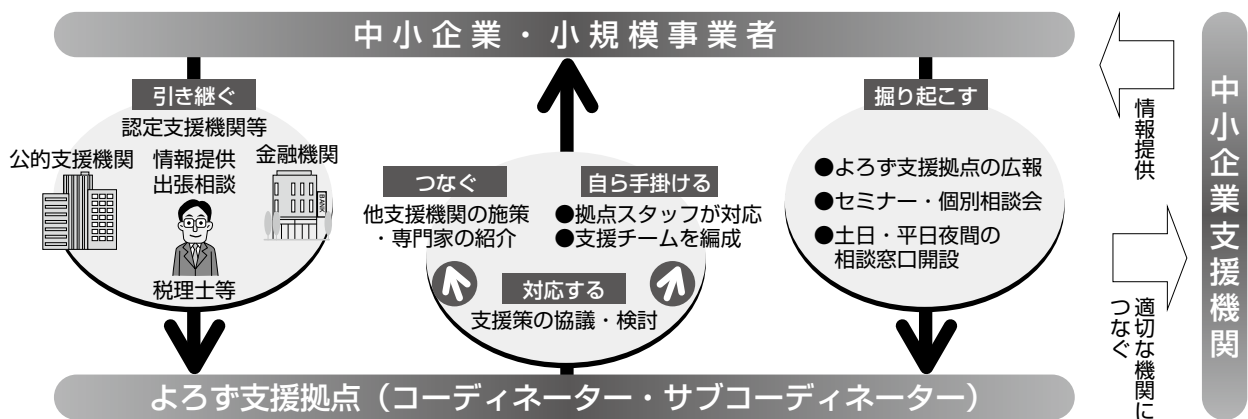
経済産業省から「よろず支援拠点事業」の委託を受け、中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所「富山県よろず支援拠点」を設置しています。

よろず支援拠点ではコーディネーター及びサブコーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成など、環境の変化や事業の成長階段に応じた支援を継続的に行います。

【利用時間・利用方法】

平日（8：30～17：15）、土日祝日（8：30～17：15）、平日夜間（17：15～19：00）

※土日祝日、平日夜間のご相談は事前予約制です。



中小企業支援センターとは

中小企業の独自技術、新製品・新サービスの開発・提供など創造的事業活動（ベンチャー）や経営革新などの新たな事業活動を応援します。

(1) 総合窓口相談の開設（ワンストップサービス）

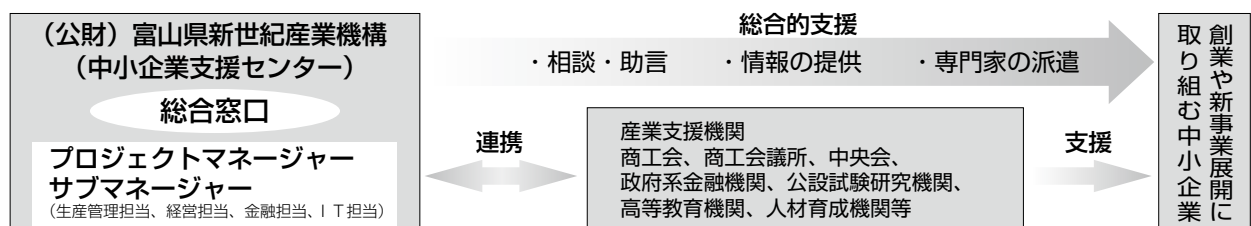
経営、金融、ITなど様々なご相談に対して、豊富な知識と経験を有する専属マネージャーが対応します。

(2) 専門家の派遣

高度かつ専門的な課題に対して、経営、技術、情報化等の民間専門家を派遣して適切な診断・助言を行います。[必要経費（専門家謝金・旅費）の1/3の自己負担をお願いします。]

(3) 情報提供

国、県や商工関係団体が行う各種の中小企業支援施策や試験研究機関、必要な人材等を総合的に紹介します。



連絡先

富山県よろず支援拠点

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

連絡先

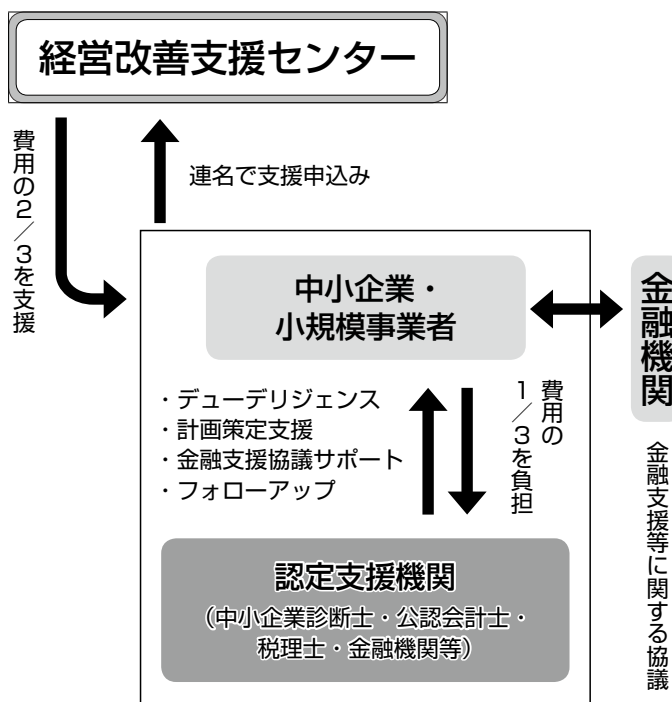
中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

経営改善支援センターとは

金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2 / 3を支援します。

事業スキームの概要



対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

事業の流れ

支援の申込み・策定支援

- ・中小企業・小規模事業者と本事業に係わる認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

金融支援等の協議

- ・認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

策定計画の提出・確認

- ・認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- ・経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、費用の2 / 3を支援します。

フォローアップ

- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。（フォローアップ費用も支援対象）

連絡先 富山県経営改善支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル5階）公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL (076)444-2134

「自分で考え、自分で行動する」人材を育成 異業種の連携で地域資源の魅力を高める

庄川峡観光協同組合は観光関係事業者だけでなく、さまざまな業者で構成される全国でも珍しい組合組織です。異業種が連携することによって、一社だけ、あるいは同業者だけではできなかったことにも取り組めるようになりました。北陸新幹線の開業を迎え、組合は滞在型観光地としての庄川温泉郷の新たな魅力を発信しています。その旗振り役が同組合理事長で三楽園グループ代表の坂井彦就氏。いち早く新卒採用に踏み切り、若手の育成でも成果をあげています。

三楽園グループ

代表 坂井 彦就 氏

新幹線開業が追い風に

Q. 北陸新幹線の開業で北陸の観光は「新時代」に入ったと言われていますが、どのような波及効果がありましたか。

新幹線の開業前から富山、石川の情報がマスコミに大量に出たこともあって、3月は首都圏のお客さまが前年比で130%に伸びました。4月も2割近く伸びています。特徴的なのは海外のお客さまがぐんと増えたことです。スイスのお客さまは4連泊して、温泉や日本料理を楽しんでいきました。例年この時期はオフシーズンなのですが、これまで来なかったような人たちが来られるようになって開業効

果を感じています。

庄川温泉郷の魅力は何といっても美しい自然です。これに加え、三楽園は本格的なエステで差別化しています。ただ、エステを目的に来られるお客さまとカラオケを歌いたいお客さまが混在していて、エステでゆっくりしたいお客さまが来なくなるというジレンマがありました。平成22年に日本で初めてファンゴ（温泉泥療法）を導入したとき、カラオケをやめるという大きな決断をしました。ターゲットを絞り込んだ結果、団体客は半分減りました。カラオケを希望されるお客さまは近隣のスナックへご案内して対応しました。エステやファンゴを組み合わせたプランを

たくさん作り、ようやく客単価が上がってきたタイミングで新幹線が開業したことは我々にとって追い風になっています。

人を育てるという醍醐味

Q. 毎年、新卒者を採用して人材育成に取り組んでいますね。

当社は平成15年から新卒採用を始めました。新卒は真っ白なので、わが社色に染めていけるのが魅力です。新卒を採用するのはその人の人生を預かることです。ですから責任が重いのですが、人を育てる醍醐味があります。中小企業が一社で新卒採用するのは大変なので、中小企業家同友会の共同求人に参加しました。採用と同時進行で労働環境の改善に取り組み、週休2日制も導入しました。幸い1期生がすごく頑張ってくれて、それに続く後輩たちも育っていきました。

通常、旅館の接客業務とフロント業務はわかれています。当社の社員はどちらもやります。新卒で採用するから両方やれる人材を育てることができるのです。「自ら考え、自ら行動する」が当社の方針です。毎月1回、全館休館にしてミーティングを行い、社員同士でしっかり議論します。上の方で決めて下に降ろすというのはほとんどありま



上／日本初のビオファンゴ
左／鳥越の宿 三楽園

プロフィール

さかい・ひこなり

昭和36年2月13日、庄川町（現・砺波市）生まれ。金沢経済大学（現・金沢星稜大学）経済学部を卒業後、製薬会社に3年間勤務。62年、(株)三楽園に入社。平成5年、(株)ベストボンドを設立、FC飲食事業をスタート。11年、三楽園社長に就任。23年、庄川峡観光協同組合理事長に就任。27年、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長に就任、現在にいたる。



せん。時間はかかりますが、自分で考え自分で行動する流れができればPDCAのサイクルがよく回るようになります。社員同士の仲も良く、愛社精神も生まれます。

まかせると人は頑張る

Q. フランチャイズの飲食事業はどういう経緯で始めたのですか。

私は温泉旅館の三男坊として生まれ、26歳でこの業界に入りました。億単位の設備投資をした後だったので、どうやって借金を返すのか不安でした。この先旅館業だけで大丈夫なのだろうかという思いと、若いうちに何か新しいことにチャレンジしたいという思いがありました。たまたま宅配ピザチェーン「ピザーラ」のフランチャイズをやらないかという話が飛び込んできて、ベストボンドという新会社を作って挑戦することにしました。1店目は大当たりしました。2店目は苦労しましたが、そこで鍛えられました。今ではピザーラは7店舗、しゃぶしゃぶ温野菜の店は6店舗に増えました。

飲食事業を通じてリーダーとなる人材が育ったことがいちばんの財産です。私は実務はしないと宣言し、若い人に店の経営をまかせました。スタッフの採用も教

育もまかせました。売り上げが伸びないときはいろいろ知恵を絞って頑張ってくれました。自分で考え自分で行動するという方針で若い人にまかせたら、これだけのことができるのかと実感しました。三楽園で新卒採用に踏み切ったのも、飲食事業の経験があったからです。

地域全体でおもてなし

Q. 庄川峡観光協同組合は異業種の組合ですが、異業種の連携でどのような成果が生まれていますか。

この組合はもともと温泉旅館と飲食業を中心とした同業的な組合でした。最盛期には50社が加入していましたが、近年は20社ほどに減っていました。自分が元気なうちにやらないと手遅れになると思って、平成23年に自ら手を上げ、理事長になりました。最初にやったのが定款改正です。庄川地内で商売をやっている人なら誰でも入れるようにしたら、小売店、食品関係、タクシー、バス、船、建設、農業と多種多様な業種が加わり、一挙に41社に増えました。

富山国際大学の観光実習を庄川でやってもらったとき、学生たちは「富山にこんないいところがあったのか」と感動してく

れました。我々もこれに刺激を受けて庄川温泉郷活性化ビジョンを策定し、4つの分科会を設けて活性化事業に取り組みました。着地型観光の分科会は金屋石にスポットライトをあてて観光資源化をはかっています。庄川と井波の観光マップも作成しました。庄川の温泉水で栽培した庄川温泉野菜はミネラル分が豊富で味もよいと好評です。柚子ゼリーや、木工と三助焼とのコラボ商品の開発も進めています。異業種が集まっているからこういうことがやれるのです。庄川温泉郷全体を株式会社に見立てて、さまざまな商品開発や取り組みを行い、地域全体でおもてなしするという構想の実現を目指しています。

Q. ご自身ではどのようにして心身のリフレッシュをはかっておられますか。

いろいろなことをやっていて、次にこうしよう考えるのが楽しいので、あまりストレスはたまりません。趣味というほどのものはないのですが、車が好きで、運転している時間がストレス解消になっています。それと健康維持のため週1回、加圧トレーニングに通っています。すごくきついですが、筋肉がつき、脳が活性化するので2年前から続けています。

組合紹介



千石町通り商店街振興組合さんよりこんにちは

千石町通り商店街は富山城址公園から約400メートル南側に位置し、南北に走る国道41号線の西側に並行して伸びる商店街です。当商店街は飲食店やギャラリー、小売店など約30店舗が営業しており、それぞれこだわりを持った職人肌の店主が多いことから、「がんこもん」の愛称で親しまれています。

最近では、ゆるキャラの「千石こまちちゃん」、商店街の店主たちが出演した映画「がんこもん」、「千石町通り商店街4コマまんが総選挙」など次々とユニークな取り組みを行い話題となっている千石町通り商店街振興組合を紹介します。

◆組合のあゆみ

千石町通り商店街は、江戸時代には富山城の大手門からまっすぐ南下した城下の南端地域であり、地名は千石取り藩士の邸宅や千石蔵にちなむと伝わっています。明治から大正時代にかけては県庁、市役所に面した主要道路に位置し、老舗の並ぶ商店街として発展してきましたが、戦後は、官公庁や病院等の相次ぐ移転により集客力のある公共施設を失いました。そこで、当商店街では昭和22年に任意団体の千石町通り商栄会を結成し、共同売り出しのほか街路灯やアーケードなどの設備の整備を行ってきました。その後、郊外への大型ショッピングセンターの進出や周辺商店街の近代化が進んだことなどから、当商店街の環境整備を図ることを目的として、昭和63年に千石町通り商店街振興組合が設立されました。

◆「ゆるキャラ」に「映画制作」さらには「4コマまんが総選挙」まで

他の商店街と同様に外部環境の変化に伴い当商店街においてもかつての賑わいは減退し、集客力の低下、後継者不足、空き店舗の増加などの問題が顕著にみられるようになってきました。このような中、当商店街では、女性や若手店主、後継者などの有志が中心となって協力しあい、祭りを含むイベントの開催や、ゆるキャラの「千石こまちちゃん」の創設、ホームページ・フェイスブックページの開設など、様々な取り組みを近年特に展開してきました。

平成25年には、商店街を舞台に、店主やその家族らが出演した映画「がんこもん」を自主制作し、富山市のフォルツァ総曲輪で行われた上映会では多くの来場者を集めました。

また、昨年には、商店街のそれぞれの店舗

や店主を題材とした4コマまんがを募集し、商店街内の各店舗にその作品を展示し、来店者による投票にてグランプリ作品を決める「千石町通り商店街4コマまんが総選挙」を開催しました。

例年開催している「がんこもん祭り」に加え、これらの取り組みを通じて千石町通り商店街はもとより、「がんこもん」と呼ばれる店主たちやお店のPRを図っています。



商店主と家族たちが出演した映画「がんこもん」

◆今後の取り組み

昨年、当商店街の北側に隣接する商店街である大手モール振興会とのワークショップを開き、秋には合同でのイベントを初めて実施しました。今後もお互いの良さを高め合う連携方法や、弱点をカバーしあう方策を模索し、交流を継続していきたいと考えています。

◆組合概要

組合名称	千石町通り商店街振興組合
設立	昭和63年6月6日
住所	富山市一番町4番25号
理事長	窪田 憲修
組合員数	30名
	http://www.gankomon.com
	https://www.facebook.com/toyama.gankomon

富山県中小企業青年中央会

東海・北陸ブロック中小企業青年中央会研修会を開催しました

去る3月20日（金）に富山市のホテルグランテラス富山にて、平成26年度組合青年部研修会を開催しました。本研修会は東海・北陸ブロック中小企業青年中央会研修会を兼ねており、本県でのブロック研修会の開催は7年ぶりとなりました。

研修会では、株式会社白坂企画代表取締役の白坂亜紀氏を講師にお迎えし、「銀座のママに学ぶ経営力・人間力」をテーマにご講演いただきました。

白坂氏は現在、銀座でクラブ4店舗を経営されており、銀座の世界から見た一流男性の条件や、日本人が持つおもてなし力、日本人の素晴らしさ等についてご説明いただきました。

研修会終了後の交流会では、中締めで岐阜県中小企業青年中央会の林繁良会長より、岐阜県中小企業青年中央会創立40周年記念歌「想像の翼広げて（No Fun No Seichu）」をご披露いただきました。



基調講演講師の白坂亜紀氏



岐阜県中小企業青年中央会
創立40周年記念歌を披露する同会の
林繁良会長

組合だより

大手旅行会社と提携し産業観光に取り組みます

高岡銅器団地協同組合

今年3月14日の北陸新幹線開業により、富山県では多くの観光客の増加が見込まれ、また、体験型の産業観光の需要が全国的に高まっています。また、高岡市では、同時に供用開始がされた北陸自動車道の高岡砺波スマートインターチェンジを利用した交流人口の増加も期待できます。

高岡銅器団地協同組合では、新高岡駅や新インターチェンジから車で10分という好立地であり、また、400年の歴史を誇る伝統産業の「高岡銅器」の製造拠点であることから、旅行業最大手のJTBと提携し、職人による鋳造や研磨などの工程を見学できる産業観光に取り組むこととしました。

同組合では、これを機会に若い人を呼び込み高岡銅器の魅力を広め銅器産業の振興に寄与したいと考えています。



組合Q&A

持分の譲渡について

Q

中小企業等協同組合法によれば、組合員はその持分の譲渡について組合の承諾を得なければならないこととなっているが、承諾の決定は総会に諮る必要があるか。

また、持分の譲受人が組合員でないときは加入の例によらなければならないこととなっているが、加入の例によるとは、どの範囲を意味するのか。

A

持分譲渡の承諾は、業務の執行に属すると考えられるので、加入の承諾の場合と同様に理事会で決定すれば足りるものとする。

「加入の例による」とは、加入の場合に準じて取り扱うということであるから、譲受人は組合員たる資格を有する者であって、かつ、その持分を譲り受けると同時に組合に加入する意思を有していなければならないことになる。

また、組合の側においては、その譲渡の承諾にあたっては、正当な理由がなければこれを拒否し、または承諾に際して不当に困難な条件を付してはならない。

ほっと一息

中小のものづくり企業が 自社の誇りを賭けて戦うコマ大戦

「全日本製造業コマ大戦」をご存知でしょうか。全国の町工場が自社の技術により作った直径20mmのコマを持ち寄り1対1で戦うものです。ルールはベーゴマの要領で、直径250mmの真ん中が少しくぼんだ土俵でぶつかり合い、最後まで回っていた方が勝者となるもので、全国大会や地方大会のほか最近では世界大会も行われています。当組合からは組合員の榊フジタが県内企業として初めて大会に参加し、テレビなどのマスコミに取り上げられるなど、注目度が高まっています。



そのコマ大戦の「とやま特別場所」が、富山県ものづくり総合見本市2015の最終日となった4月25日に開催されました。当日は県内の企業や学生の48チーム参加し、勝負がつくたびに大きな歓声があがり、ものづくりに懸ける熱い思いが伝わってきました。ちなみに、榊フジタは決勝まで進み準優勝と大健闘、優勝は田中精密工業(株)さんでした。

コマ大戦をきっかけに、富山県を支える製造業がもっと元気になるとともに、ものづくりの魅力を多くの若者に感じてもらい、いつの日か富山県から全国を制する企業が出ることを願いながら今後も応援を続けていきたいです。(情報提供 協同組合福岡金属工業団地 事務局長 浦野智香子)

■事務局ペンリレー

東日本大震災被災地訪問雑感

東日本大震災発生から一年後、団地組合から被災地へ慰問する機会を得た。

組合から、少しばかりの激励品等を持参。宮城県石巻市内の同じ鉄工業仲間の被災会社へ赴いた。未だ機械の汚泥を拭き取る作業をしている従業員の姿を見る。一部稼働している箇所もあるが、殆ど生産活動がストップし厳しい現実だった。驚いたのは、予想に反し従業員の顔は総じて、明るく、しかも前向きに働いている姿に接したことだ。

また、社長の挨拶では「ゼロからのスタート。まず、一歩前へ出ないと始まらない。家族も居る、従業員も居る・・・そんな気持ちでいます。」と涙ながら語っていたことが心に残る。

挫けそうになるこの事態に、彼らを支えているのは一体何なのか？

言葉に出していないが、「生きていることが幸せであり、加えて、愛する人のために働く職場があるじゃないか・・・」等と彼ら自身、自らに言い聞かせ、震災から這い上がろうとする強い情熱のようなものを感じた。また、同時に一日でも早く復興し、従業員、家族共々幸せになるよう願わずにはいられなかった。

幸か、不幸か、私は、この年齢になるまで、生死をさまよう窮地に追い込まれたことがない。普段の当たり前の生活が、ある日突然当たり前でなくなった時、自分だったらどうしただろう。ヤケツパチになり、そのことを他人のせいにしていないだろうか。

そんなことを自問自答しつつ、また、慰問、激励の筈が、逆に「働く活力」を貰い帰路に着いたことを覚えている。



婦中鉄工業団地協同組合
参事・事務局長 川上禮三氏

富山大学において学内個別企業説明会を開催

本会では、県内中小企業の人材確保ならびに学生の就職活動を支援するため、富山大学と連携し学内個別企業説明会を今年度初めて開催することとしました。

学内個別企業説明会は、毎月2回木曜日の午後に1日あたり4社が参加して開催するもので、初回の説明会を去る4月23日（木）に開催しました。



賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の相談窓口を開設します

本会では、昨年度に引き続き富山労働局の委託により富山県最低賃金総合相談支援センターを設置しております。賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の相談に応じるほか、必要に応じて専門家（社会保険労務士）の派遣を行います。

〈開設日時〉 毎週水曜日（祝祭日を除く）9時～17時

〈開設場所〉 富山県中小企業団体中央会 事務所
（富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階）

〈電話番号〉 076-424-3686

〈相談員〉 コーディネーター 杉森 裕 氏

〈派遣専門家〉 社会保険労務士 上田 玲子 氏

社会保険労務士 坂下 裕子 氏

社会保険労務士 中土 政英 氏

社会保険労務士 鎌倉 義則 氏

社会保険労務士 高橋 明美 氏

社会保険労務士 山中 隆善 氏

〈利用料〉 無料

・生産方法や販売方法を改善したい……
・賃金制度の見直しはどうすれば……？



経営課題と労務管理の相談をワン・ストップかつ無料で提供し、中小企業を支援する体制を整備します。



税理士による相談窓口を開設します（消費税転嫁対策窓口相談等事業）

所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)により、消費税率の引き上げ時期が1年半延期されましたが、中小企業組合やその構成員企業にとって消費税率引上げへの対応は事業存続のための喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

このため、本会では、平成25・26年度に実施してまいりました消費税転嫁対策窓口相談等事業を、平成27年度も引き続き実施いたします。

つきましては、消費税率の引上げやそれに伴う制度改正等によって生じる個別の課題、価格転嫁につながる経営力強化策等に関する特別相談窓口を下記のとおり開設しますので、ぜひご利用ください。

〈開設日時〉 平成28年1月までの毎月第3水曜日 14時～17時
(7月については第3・5水曜日)

〈開設場所〉 富山流通会館
(富山市問屋町1-3-18 富山問屋センター組合会館)

〈相談員〉 北陸税理士会会員の税理士
(ご対応いただく税理士は相談日によって異なります。)

〈利用料〉 無料

人員の拡大・縮小をお考えの皆さん！

事業の拡大・欠員補充等による
人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、
人員削減せざるを得ないとき

私どもを
ご利用ください。



since 1987

出向・移籍(転籍)の専門機関

公益財団法人

産業雇用安定センター

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F

●ご利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は休み)

●インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860

経営者の退職金 小規模企業共済制度



既に全国で120万人が加入!

1
掛け金は
全額所得
控除

2
受取時に
税制面での
メリット

3
引退後の
安心した
生活設計が
可能

所得から差し引か	雑損控除	⑩							
	医療費控除	⑪							
	社会保険料控除	⑫							
	小規模企業共済掛金控除	⑬							
	生命保険料控除	⑭							
	地震保険料控除	⑮							
	寄附金控除	区分	⑯						
	寡婦、寡夫控除	⑰							0000

どんな方が加入できるの?

制度にご加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員(正規雇用人)数によって判断されます。

小売り・卸売・
サービス業など

農林漁業・製造業・
建設業・運送業・
旅館業・娯楽業等



従業員
5人以下の企業



従業員
20人以下の企業

どこで加入できるの?

加入のお申込みは下記までお願いいたします。

- 商工会
- 商工会議所
- 青色申告会
- 中小企業団体中央会
- 中小企業の組合
- 金融機関の本支店など

共済相談室

TEL.050-5541-7171

小規模共済

検索

北陸3県の中小企業と地域の皆さまを応援する...

他にもいろいろ
詳しくは...

中小 北陸

検索

中小機構 北陸

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト
http://j-net21.smrj.go.jp

進めよう！個性と魅力の中小企業連携



中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、
その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は下記へお問い合わせ下さい。

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F TEL 076(424)3686 FAX 076(422)0835
URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/>